

[事案 23-256] 入院・手術給付金支払請求

・平成 24 年 10 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、入院・手術給付金が不支払いとなったことから、給付金の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

子宮筋腫および子宮頸部高度異形成で平成 23 年 6 月に入院し、子宮全摘出手術を受けたため、平成 22 年 5 月に加入した終身保険の医療特約の給付金を請求したところ、責任開始日前の発病を理由に支払われなかった。しかし以下の理由から、入院給付金・手術給付金を支払ってほしい。

- ①加入時には、募集人に対して、平成 19 年 7 月の子宮がん検診で子宮頸がんの疑いがあると診断されて定期的に検診を受けていること、および小さい子宮筋腫があるらしいことを告げている。
- ②募集人は、「子宮頸がんの疑いと診断を受けている女性は多く、疑いの状態ならば本契約に加入できる」、「告知の際には、特に何も異常はないと言えよ」と説明した。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 責任開始期前に発病していた疾病の治療を目的とする入院等は、約款の支払事由に該当しない。
- (2) 責任開始期前に発病していた疾病を責任開始期以後の発病とみなす特別規定にも該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 前提事実

- (1) 申立人は、平成 19 年 7 月に、「子宮頸部異形成」と診断されて、病名を告げられ、その後 3、4 か月の間隔で通院し、細胞診を受けており、平成 21 年の検査では子宮筋腫が認められていた。
- (2) 本契約は、平成 22 年 4 月に申込み、同年 5 月に告知がなされ、同年 6 月を契約日として締結された。
- (3) 告知日前の 4 月にも通院しているが、告知において、申立人は、「最近 3 か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけましたか。」との質問事項に対し、「はい」に「○」を付け、花粉症（アレルギー性鼻炎）で通院していたことのみを告知した。
- (4) 申立人は、子宮筋腫、子宮頸部高度異形成によって平成 23 年 6 月に 9 日間入院し、

入院中に子宮全摘出手術を受け、入院および手術に関する給付金請求をしたが、保険会社は、責任開始期前発病であることを理由に給付金を不支給とした。

2. 責任開始期前発病について

本件で給付金の請求がなされている特約のいずれの約款も、責任開始期以後に発病した疾患の治療を目的とする入院または治療に対して、給付金を支払うことを内容としている。

そこで、本件を検討すると、前項(4)の申立人の入院、手術は、前項(1)および(2)のとおり責任開始期以前の疾病にもとづく入院、手術であるので、保険会社の給付金の支払拒否は正当といえる。

3. 申立人の主張について

- (1)申立人の主張は、募集人に、責任開始期前に発病していた疾病について告げており、保険会社の給付金不支給は不当であるとして、給付金の支給を求めるものと解し検討する。
- (2)約款には、保険会社が、特約の締結の際に、告知等により知っていた疾病に関する事実を用いて加入を承諾したときは、責任開始期以後の発病とみなす旨が規定されているので、本件が、この規定に該当する場合には、給付金の支払いを認めることができる。しかし、いずれの規定にも、保険媒介者である募集人のみが知っていた事実は含まないことが明記されているので、仮に、申立人が募集人に、責任開始期前に発病していた疾病について告げていたとしても、それだけでは、上記約款の規定は適用されず、給付金の支払いを認めることはできない。
- (3)もっとも、約款の規定の適用がないとしても、申立人が主張する前記①および②の事実が認められる場合には、看過できない対応といえる。

この事実の有無について検討すると、申立人は事情聴取において前記①および②のとおり陳述するが、これに対し、募集人は事情聴取において、申立人の陳述内容を否定し、子宮頸がんの疑いや子宮筋腫について聞いてはいないと陳述する。申立人と募集人の言い分は全く異なり、両名の間でどのようなやり取りがあったのか明らかにすることはできないので、申立人が募集人に対し、責任開始期前に発病していた疾病について告げていたと認めることはできない。